

## 工事实績情報サービス（CORINS）への工事实績登録の実施について

建設工事における適正な業者選考及び主任・監理技術者の配置の確保を図るため、請負契約金額が500万円以上のすべての建設工事につきまして、工事实績情報サービス（CORINS）への登録を平成23年10月1日より義務化しています。

つきましては、越谷・松伏水道企業団において入札参加資格登録をし、登録義務対象建設工事を受注する場合は、工事实績情報サービス（CORINS）に関する準備等が必要となりますので、ご注意ください。

### 1. 登録義務対象工事

請負金額500万円以上の建設工事

### 2. 登録を行う時期

(1) 工事受注時：受注者は、契約後10日以内に登録申請

(2) 変更時：受注者は、変更があった日から10日以内に登録申請

(3) 竣工(完成)：受注者は、完成後10日以内に登録申請

(4) 訂正時：受注者は、速やかに登録申請

(注意)「変更時」とは、工事施工途中に“請負金額”、“工期”等について変更契約が行われた場合や“現場代理人”、“主任技術者”、“監理技術者”等の技術者の変更があった場合をいいます。

(注意)「変更時」と「完成時」の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとします。

### 3. 登録に伴う費用等

工事实績情報サービス（CORINS）に関する登録に伴う費用等の詳細については、(財)日本建設情報総合センターのホームページを御覧ください。

【HPアドレス】<http://ct.jacic.or.jp/index.html>

※留意事項：登録費用については、設計価格の積算において“現場管理費”に計上されています。

#### 【問い合わせ】

越谷・松伏水道企業団

総務課庶務担当

966-3931 内線254